

## 感染症対策（結核・麻疹 等）

### 1 未然防止のポイント

#### ①児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から児童生徒の健康観察に努め、疑う症状がある場合は養護教諭に相談する。

#### ②教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると集団感染をさせる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診する。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず所属長に報告する。

#### ③保健指導の充実

学校医・学校薬剤師や保護者との連携により、結核など感染症に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させること、咳や微熱が継続する場合は必ず受診すること等、児童生徒に対する保健指導を徹底する。

#### ④情報収集・緊急対応時の体制の整備

- (ア) 日頃から、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- (イ) 患者発生等の情報について対外的な連絡窓口を一本化する。
- (ウ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

### 2 発生時以降の対応のポイント

#### ①状況把握とその対応

- (ア) 学校医、教育委員会、保健センター等に連絡し罹患児童生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- (イ) 他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により児童生徒及び教職員の健康状況を把握する。
- (ウ) 罹患児童生徒の交友関係、学校活動などの調査を行う。
- (エ) 接触者の結核検診結果など過去の結核に関する健康診断結果の情報を把握する。

#### ②処置、報告など

- (ア) 学校医・保健センターなどの指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- (イ) 教育委員会へ第一報を電話で報告する。

- (ウ) 保健センター、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- (エ) 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- (オ) 教育委員会や保健センター、報道機関には窓口を一本化し、校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- (カ) 集団感染が確認されるなどの状況によっては、報道機関への情報提供をする場合があるため、保健センター及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

### ③児童生徒、保護者への連絡等

- (ア) 罹患児童生徒と接触した保護者等を対象に、学校医・保健センターの関係者等が同席する説明会を開催する。
- (イ) 保健センターが実施する調査や接触者健康診断等に協力要請する。
- (ウ) 保護者からの相談（保健センターの照会）への対応をする。
- (エ) 必要に応じて、児童生徒への説明を実施する。
- (オ) 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

## 3 情報収集等

### <関連法令等>

- ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・麻疹に関する特定感染症予防指針